

## 第4章 教育課程・学習成果

### 【1】現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、  
当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

#### 1. 全学的な状況

本学では、大学全体及び学部、学科、研究科（専攻）単位で「卒業（修了）認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めており、学位の授与に際して必要となる知識、技能、態度等を示している。また、その内容はすべて本学ウェブサイトにおいて公表（資料1-5【ウェブ】）しており、広く学内外へ周知を図るとともに、本学の三つのポリシーに対する理解浸透を促している。

ディプロマ・ポリシーは、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」と合わせた三つのポリシーとして、本学の教育理念と全学的な整合性・一貫性が必要となる。なかでも、ディプロマ・ポリシーは三つのポリシーの起点となる重要なポリシーであり、本学ではこの認識に基づき、ディプロマ・ポリシーについて検討を行い現在の形となっている。以下ではその検討過程について概略を述べる。

2016（平成28）年3月31日、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、2017（平成29）年4月1日より全ての大学等において三つのポリシーを策定・公表することが義務づけられた。また、この改正に合わせて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会より、各大学が三つのポリシーを策定・公表する際の参考指針として「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（資料4-1）が示された。これを受け、本学では既存の三つのポリシーをガイドラインに対応したものへ再整備するべく、検討を開始した。具体的には、教育改革担当副学長を中心に、学部長会において全学的な三つのポリシーに関する検討を行い、その検討結果に沿って学部、学科での検討が進められた（資料4-2）。

学部長会での協議を基に見直しが完了した三つのポリシーは、2017（平成29）年4月の定期教授会において審議し承認されている（資料4-3）。また、各学部の三つのポリシーについては、それに先立ち、2016（平成28）年度内の各学部教授会において審議し承認されている（資料4-4）。大学院においても同様に各研究科委員会において見直しを実施した（資料4-5）。

以上のようなプロセスを経て、大学全体のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、学部、学科、研究科（専攻）においても、大学全体のディプロマ・ポリシーをふまえながら、それぞれの教育理念・目的に沿って、授与する学位ごとにより具体的なディプロマ・ポリシーを定めている（資料4-6【ウェブ】、資料4-7【ウェブ】、資料4-8【ウェブ】、資料4-9【ウェブ】）。

## 2. 学士課程/修士課程/博士後期課程/専門職学位課程ごとの状況

### 2-1 学士課程

学士課程における大学全体のディプロマ・ポリシーでは、建学の精神を基本理念とし、知的応用能力が高く、幅広い教養を身につけた人物を育成して世界文化の進運に寄与するという大学の使命に基づいた教育目標の実現を目指して、以下のとおり学生が修得すべき能力・資質を定めている。

#### ディプロマ・ポリシー（学士課程／大学全体）

熊本学園大学は、建学の精神「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を基本理念とし、知的応用能力が高く、幅広い教養を身につけた人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命としています。この使命にもとづき、(1)幅広い教養を身につけ、専門知識・技能を活用することにより地域社会を支える人物、(2)自由闊達を尊重する学風のもとで知的関心を醸成しつつ、多様な人びとと協力しながら課題に取り組む人物、(3)地域に根ざし世界につながる知的能力の高い国際人、を育成することを教育目標とします。このような使命と教育目標の実現を目指し、以下の能力を身につけた者に学位を授与します。

- (1) 知識・理解
- (2) コミュニケーションスキル
- (3) 数量的スキル
- (4) 情報リテラシー
- (5) 論理的思考力と問題解決力
- (6) 自主・自律、チームワーク、リーダーシップ
- (7) 倫理観、社会的責任
- (8) 生涯学習力
- (9) 総合的学習力

各学部・学科では、大学全体のディプロマ・ポリシーをふまえ、授与する学位ごとに学部・学科単位でのディプロマ・ポリシーを検討し、その内容を各学部ウェブサイトにおいて公表している（資料4-6【ウェブ】、資料4-7【ウェブ】、資料4-8【ウェブ】、資料4-9【ウェブ】）。

以下、学士課程の例として経済学部経済学科のディプロマ・ポリシーを示す。

#### ディプロマ・ポリシー

##### 【経済学部経済学科】

経済学科では、豊かな教養を背景に、経済学的な思考力に基づき、直面する現代社会の諸課題を整理できる人、それらの問題の解決に向けて主体的・論理的に議論を展開できる人、そして、幅広い知識と見識に裏付けられた総合力を修得し、下記のような能力・資質を備えた人に対して学位を授与します。

1. 経済学の基本的な考え方を体系的に理解するとともに、その体系の意味を地域や社会の歴史・社会・自然に関連付けて理解、それに加えて異文化や多文化を理解する

ことができる人

2. 経済社会の仕組についての情報を多角的、論理的に整理し、客観的な数量データを活用して問題を分析・整理し解決できる人
3. 社会の一員としての意識をもち、他者と協調・協同し、社会の発展に貢献できる人
4. 修得した知識・技能等を総合的に活用し、様々な問題にそれを適用し問題解決できる総合的思考力を身につけることができた人

経済学部では、他学部同様に大学全体のディプロマ・ポリシーで示された全学コンピテンシーを受けて、それに沿った内容となるよう工夫され、また、経済学部及び経済学科の教育理念・目標に基づいて、学部・学科単位のディプロマ・ポリシーを策定した。

経済学科のディプロマ・ポリシー「1」は、大学全体のディプロマ・ポリシーの(1)知識・理解に相当する。ディプロマ・ポリシー「2」は、大学全体のディプロマ・ポリシーの(2)コミュニケーションスキル、(3)数量的スキル、(4)情報リテラシー、(5)論理的思考力に相当する。ディプロマ・ポリシー「3」は、大学全体のディプロマ・ポリシーの(6)自主・自律、チームワーク、リーダーシップ、(7)倫理観、社会的責任に相当する。ディプロマ・ポリシー「4」は、大学全体のディプロマ・ポリシーの(5)問題解決力、(8)生涯学習力、(9)総合的学習力に相当する。

## 2-2 修士課程/博士後期課程/専門職学位課程

修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程においては、研究科・専攻・課程ごとに、修了に際して修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示したディプロマ・ポリシーを設定し、大学院ウェブサイト（資料 4-10【ウェブ】）、「大学院案内」（資料 1-19【ウェブ】）、「大学院学生便覧」、「会計専門職研究科学生便覧」（資料 4-11【ウェブ】）に掲載し、広く公表している。

大学院設置基準改正に伴い、三つのポリシーの策定・公表が 2020（令和 2）年 4 月 1 日から義務化されるのに合わせ、既に策定・公表している三つのポリシーを 2019（令和元）年度の FD 研究会において検証した（資料 4-12）。また、2021（令和 3）年度については、三つのポリシーの検証時期について決定し（資料 4-13）、2022（令和 4）年 1 月にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの検証を行った。

以下、修士課程、博士後期課程、専門職学位課程それぞれの例として、国際文化研究科（修士課程）、経済学研究科（博士後期課程）、会計専門職研究科（専門職学位課程）のディプロマ・ポリシーを示す。

### ディプロマ・ポリシー

#### 【国際文化研究科 修士課程】

本学大学院国際文化研究科修士課程においては、2 年以上在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に対して、以下の能力（学修成果）を身につけているものと判断して、修士（文学）の学位が授与されます。

1. 日本文化・東アジア文化・欧米文化いずれかについての幅広い知識を有している。

2. 専門とする文化圏での言語・文学・文化等の分野で社会貢献ができる専門知識と語学力を有している。
3. 自身の研究内容を、該当分野及び近隣分野の諸研究・諸理論の中で位置づけることができ、適切な研究方法を用いて説得力のある論文として構築できる。

**【経済学研究科 博士後期課程】**

本学大学院経済学研究科博士後期課程においては、3年以上在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に対して、以下の能力を身につけているものと判断して、博士（経済学）の学位を授与します。

1. 経済学全般について深い学識を有する。
2. 経済学の理論・歴史の専門分野において複雑な経済現象に対する理論・実証分析や史資料分析、文献考察に基づいた高度な研究活動を行い、かつ、独創的な論文を作成できる。
3. 経済学の地域・開発政策の専門分野において高度な専門知識に基づいて複雑な経済現象に対する実証分析を行って課題を解決することができ、かつ、独創的な論文を作成できる。

**【会計専門職研究科 専門職学位課程】**

本学大学院会計専門職研究科専門職学位課程においては、2年以上在学し、授業科目履修規程に定める単位を修得した者について、以下の能力を身につけているものと判断して、会計修士（専門職）の学位を授与します。なお、「論文指導」を履修して学位を取得する場合は、必要な研究指導を受け、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければ、修了することができません。

1. 会計専門職として必要な、会計・監査・税法等に関する専門知識とスキルを修得し、論理的な判断力を身につけている。
2. 会計専門職として必要な、社会的責任感と倫理観を身につけ、職業倫理に基づく適切な判断力を身につけている。
3. 学位論文を作成する者については、自身の研究内容を会計学や税法学の理論や方法論の中で位置づけることができ、研究テーマに応じて説得力のある論文として構築できる。

**点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。**

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ①教育課程の体系、教育内容
- ②教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

## 1. 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ①教育課程の体系、教育内容
- ②教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

### 1. 全学的な状況

大学全体のカリキュラム・ポリシーは、前述のディプロマ・ポリシーと同様に検討がなされ、大学全体のポリシーを踏まえながら学部、学科、研究科（専攻）がそれぞれ授与する学位ごとに、より具体的なカリキュラム・ポリシーを定めている（資料 1-5【ウェブ】）。

### 2. 学士課程/修士課程/博士後期課程/専門職学位課程ごとの状況

#### 2-1 学士課程

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーで示している知識や技術等を身につけるため、当該学位を取得するにふさわしい授業科目が開設され、教育課程を体系的に編成しているかどうかが重要となる。このような観点から、学士課程においては科目の関連性や体系性を示す履修系統図としてカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを整備し、関連性や体系性を把握するとともに、学生に対してカリキュラムを分かりやすく示している。なお、カリキュラムツリー、カリキュラムマップは、履修要項に記載し、学生に示している（資料 4-14）。

以下、学士課程の例として経済学部リーガルエコノミクス学科のカリキュラム・ポリシーを示す。

#### カリキュラム・ポリシー

##### 【経済学部リーガルエコノミクス学科】

リーガルエコノミクス学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能などを修得させるために、教養科目、専門科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせした授業を開講します。初年次教育では、導入演習、語学教育を含む教養の基礎科目と学科共通の基本科目を設置します。カリキュラムの体系、科目間の関連性を示すために「履修系統図」を作成、カリキュラムの構造をわかりやすく明示します。コミュニケーション力、幅広い知識、豊かな感受性と創造力、論理的な思考力、総合的判断力の養成を図るため、段階的な積み上げによる学修を経て、個人の興味に応じた学修問題の設定を可能にするプログラムを提供します。教育内容、教育方法、成績評価については以下のように定めます。

##### 1. 教育内容・方法

- (1) 初年次教育、語学教育、情報教育を通じて、コミュニケーション力の形成を図り、さまざまな教養科目を学ぶことで幅広い知識を身につけます。
- (2) 1年次に経済学入門、基本憲法、基本民法などの導入科目を学びます。
- (3) 2年次春学期に民法、行政法、法と経済学などの基本科目を修得し、2年次秋学期より法学、経済学両分野にわたる専門科目を学びます。専門科目は行政・公共政策分野と市民・ビジネス法分野の二つの履修分野で構成され、各人の関心に応じてより深い学修を行います。

- (4) 行政・公共政策分野は、行政法、公共政策、自治体経営論、地方財政論、地方自治法などを履修することによって、政府・自治体などの行政組織のルール、マネージメント、そして政策について学び、行政的政策立案能力を高めます。
- (5) 市民・ビジネス法分野では、市民生活においてビジネス人として必要な法的・経済的素養を修得するとともに会社法、民事訴訟法、産業組織論、経済法など専門知識の修得を目指します。
- (6) 「研修」、「フィールドワーク」、「インターンシップ」などのアクティブラーニングの科目から、地域社会、国内外の実社会の正しい理解のための調査・経験・問題解決力を養成します。
- (7) 専門教育においては、担当教員の下、学生自ら調査し、レポート等の作成、報告、討論することで専門性を深めて行く、少人数による専門ゼミ（演習）は2年次からスタートします。
- (8) 4年次には専門ゼミ（演習）担当教員の指導の下、卒業論文を作成し、学業の集大成を行うなかで独自性のある思考力、総合力、表現力を身につけます。

## 2. 成績評価

単位の修得は、学則で定めた時間の学修と60点以上の成績をもって所定の単位が与えられます。成績評価の方法は、講義の形態により異なりますが、評価の基準は、①試験、②課題の提出、③授業・研修の参加度、④口頭報告などを数値化して（S, A, B, C, D）の評価をします。科目ごとの評価方法は、シラバスに明記します。

## 2-2 修士課程/博士後期課程/専門職学位課程

大学院においても、研究科・専攻・課程ごとに教育課程の体系、教育内容、授業科目区分等について、カリキュラム・ポリシーを定め、大学院ウェブサイト（資料4-10【ウェブ】）、「大学院案内」（資料1-19【ウェブ】）、「大学院学生便覧」、「会計専門職研究科学生便覧」（資料4-11【ウェブ】）に掲載し、広く公表している。

大学院設置基準改正により、三つのポリシーについて、策定・公表が2020（令和2）年4月1日から義務化されるのに合わせ、既に策定・公表しているポリシーを2019（令和元）年度のFD研究会において検証した（資料4-12）。また、2021（令和3）年度には、三つのポリシーの検証時期を検討し、2021（令和3）年12月にカリキュラム・ポリシーの適切性について検証を行った（資料4-15）。

以下、修士課程、博士後期課程、専門職学位課程それぞれの例として、商学研究科（修士課程）、社会福祉学研究科（博士後期課程）、会計専門職研究科（専門職学位課程）のカリキュラム・ポリシーを示す。

### カリキュラム・ポリシー

#### 【商学研究科 修士課程】

本学大学院商学研究科修士課程においては、学位授与の方針に定めた能力、及び商学や経営学に関する理論と研究方法を修得するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施しています。

1. 商学や経営学に関する幅広い知識を身につけるとともに、専門分野についての専門知

識を涵養するため、科目を「流通・マーケティング」「ファイナンス・会計」「経営・情報」に分類し、体系的な科目の配置を行っています。

2. 企業などで即戦力として活躍するための知識や技術を涵養するため、「ビジネススキル科目」やビジネス特講科目を用意しています。
3. 商学や経営学の基礎が不十分な他学部出身者や社会人を対象とした「フォローアップ科目」を用意しています。
4. 商学や経営学と関連の深い法律関係の科目を「関連学科目」として用意しています。
5. 修士論文、及びリサーチペーパーの指導は、指導教員を中心に複数の教員が集団で指導する体制を構築します。これにより、研究課題に対して多角的にアプローチすることができるようになり、修士として必要な研究能力を涵養します。さらに経過報告（中間発表）を実施し、指導教員からの確かな助言・指導を受けて修士論文の完成を目指します。

#### 【社会福祉学研究科 博士後期課程】

本学大学院社会福祉学研究科博士後期課程においては、学位授与の方針に定めた能力、及び社会福祉学に関する高度で専門的な理論と研究方法を修得するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施しています。

1. 地球規模と地域コミュニティを貫通するエコロジカルな視点を共有しつつ、生活環境への実証的研究とウェルビーイングに基づく社会環境に関する調査・政策領域を、水俣学研究センターを介して配置します。
2. 社会福祉学における理論・政策のより高度で専門的な調査方法・技法を修得・練磨し、オムニバス方式での複数教員による今日の地域社会における社会福祉学的課題の解決に貢献しうる講義を配しています。
3. 博士論文作成への指導に関しては、主査・副査による指導体制に基づき、院生主体による定例の「研究例会」を開催しつつ、報告・討議を介する共同性を基に実践的・自主的な研究過程を整備しています。

#### 【会計専門職研究科 専門職学位課程】

本学大学院会計専門職研究科専門職学位課程においては、学位授与の方針に定めた能力、および会計・監査・税法等に関する高度な専門知識を修得するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施しています。

1. 会計・監査・税法等に関する幅広い知識を身につけるため、科目を「財務会計分野」「管理会計分野」「監査分野」「企業法分野」「租税法分野」「経済・経営分野」「統計・IT分野」「実践分野」に分類し、体系的な科目の配置を行うとともに、重要な科目を必修科目・選択必修科目とすることで、必要なスキルを確実に身につけることができるようになっています。
2. 上記の各分野において基礎科目、発展科目、応用・実践科目を配置し、基礎科目では会計専門職教育の導入部分を、発展科目では会計専門職としての基礎的な実務対応能力の習得を、応用・実践科目では会計専門職としての実践的な実務適応能力の習得を、無理なく段階的に身につけることができるようになっています。

- 3. 会計学の初学者に対して「入門簿記」「入門財務会計」を用意し、会計専門職として重要な簿記・財務会計について最低限身につけておく知識の確実な定着をはかります。
- 4. 会計専門職として必要となるリサーチ能力や文書作成能力を高めるとともに、ディベート、プレゼンテーション、コミュニケーションの各能力を涵養するための科目を設け、学習到達度や進路に応じて必要な科目を履修するよう指導します。
- 5. 論文の作成を希望する方には、指導教員を中心とした指導体制と、年に複数回実施する発表会を通じて、必要な研究能力を涵養します。

例えば、商学研究科修士課程では、主要科目を「流通・マーケティング系」、「ファイナンス・会計系」、「経営・情報系」に区分し、商学に関する学びを体系的に配置し、「ビジネススキル科目」、「フォローアップ科目」及び「関連学科目」により、実践的な学びや関連の深い科目を配置している。

## 2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針と適切な連関性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーが掲げる能力について、卒業までに身につけることができるよう、教育課程の編成や実施について定めるものであることから、両者は一体性・整合性が強く求められ、適切に関連しあっているかの点検が重要となる。本学ではカリキュラムマップ、カリキュラムツリーの点検・評価を実施することで、両者の適切な連関性を確認する取組みを行っている（資料 4-16）。

本学では、学生に対してどのような知識、技能、態度を修得させようとしているか、また、個々の授業科目がどのように連携し関連し合うかを明示するツールとして 2017（平成 29）年度にカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを整備し、2018（平成 30）年度より履修要項を使って学生に対し公表している（資料 4-14）。

カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの定期的な点検・評価を実施することで、大学がどのような教育目標を掲げて教育活動を行い、その結果、学生は何を身に付けることができたのか、教育目標は達成できたのかが検証される。そのため、2021（令和 3）年度は、①学位授与方針と科目の関連性や科目間のつながりが、学生の理解しやすい形で示されているか、②シラバスに明記されている学位授与方針との関与度のバランスは適切なものとなっているか、③学位授与方針と教育課程編成・実施方針の関連性に齟齬はないか、という 3 つの視点からの検証に取り組んでいる（資料 4-16）。

大学院においても研究科・専攻・課程ごとにカリキュラムマップを作成し（資料 4-17）、各研究科の FD 研究会にて、開設科目と学位授与方針に示されている教育目標との関連性や体系性を確認することにより、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性について検証し、整備している。

**点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ①教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ②教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

- ③単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ④個々の授業科目の内容及び方法
- ⑤授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ⑥各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ⑦初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ⑧教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ⑨コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等  
（【修士】【博士】）
- ⑩理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）
- ⑪教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

## 1. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ①教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ②教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

本学は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

教育課程の編成に際しては、教学部会議、学部長会、教育研究評議会での検討・審議を経て、学長より当該年度のカリキュラム編成について方針が示され（資料 4-18）、方針に基づいて教育課程の編成を行う。順次性や体系性については、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの検証を通じて配慮がなされている。

大学院では、カリキュラム・ポリシーに基づき、研究科委員会において教育課程の編成を行っており、カリキュラムマップの検証を通じて順次性及び体系性への配慮を行っている。

### ③単位制度の趣旨に沿った単位の設定

本学では「学則」第 15 条において「1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とすることを定めるとともに、講義、演習、実技、実習の授業時間についても同じく「学則」第 15 条に明記している。このことは大学設置基準第 21 条（資料 4-19）に準拠したものであり、単位制度の趣旨に沿ったものである。

また、単位制度を実質的なものとするため、シラバスにおいて事前事後学修を指示し、必要な時間数を示している（資料 4-20）。

### ④個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目の内容及び方法はシラバスに明記されている（資料 4-20）。

なお、シラバスについては第三者（教務部長と各学科長）が記載内容をチェックしており、記載内容の適切性について確認がなされる体制となっている（資料 4-21）。

大学院においても、個々の授業科目の内容及び方法はシラバスに明記している。また、シラバスの内容及び方法については学部のシラバスのガイドラインに準じて作成されており、各研究科の研究科長及び運営委員が記載内容について確認する体制をとっている。

## ⑤授業科目の位置づけ（必修、選択等）

授業科目の位置づけ（必修、選択等）については、授与する学位の学問的体系性を考慮し、その重要度に応じた位置づけを行い、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーと整合した形となっている。

## ⑥各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本学では、すべての科目が、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーとどのように関連するか、その関連度を示すことにより、学生は当該科目が取得する学位においてどのような位置づけにあるのかを分かりやすく把握することができている。学部においては、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーによって、体系性や順次性を履修要項等で確認できるようにしており、大学院においてもカリキュラムマップに基づき、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの適切な連関性について検証し、それぞれの学位課程にふさわしい教育内容を提供している。

## ⑦初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）

初年次教育については、学部・学科ごとに、基礎演習や入門セミナー、導入演習などの科目を開設して、新入生が大学で必要となる基礎的知識やスキル及び望ましい学修態度を身につけることができるよう取り組んでいる。

また、推薦入試など総合型、学校推薦型の専願制入試で合格した学生に対しては、入学前に取り組むべき課題を提供し、基礎学力の補完と学習習慣を維持することを目的とした入学前準備講座（資料4-22）を実施して、高大接続への配慮を行っている。

## ⑧教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

本学のカリキュラムは、教養教育としての全学教育科目、専門教育としての専門科目、すべての科目の中から自由に取得できる自由選択科目から卒業要件が構成されている。各学科における、それぞれの必要単位数は以下のとおりである。

各学科における全学教育科目、専門科目、自由選択科目の必要単位数

学部	学科	全学教育科目の 必要単位数	専門科目の 必要単位数	自由選択科目 の必要単位数
商	商	30	84	10
	ホスピタリティ・ マネジメント	22	84	18
経済	経済	36	88	/
	リーガルエコノミクス	36	88	/
外国語	英米	26	70	28
	東アジア	22	70	32
社会福祉 第一部	社会福祉	26	60	38
	福祉環境	24	69	31
	子ども家庭福祉	26	84	14

	ライフ・ウェルネス	26	63	35
社会福祉 第二部	社会福祉	26	53	45

このように、本学では、学位の取得に際し必要となる単位数が、全学教育科目、専門科目で偏ることなく配置されている。

#### ⑨コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）

修士課程・博士後期課程においては、コースワーク（授業）とリサーチワーク（研究指導）を組み合わせたバランスの取れたカリキュラム体系を整えており（資料 4-11【ウェブ】）、カリキュラム・ポリシーに基づいた適切なものとなっている。

#### ⑩理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）

専門職学位課程である会計専門職研究科においては、研究者教員による「理論に関する科目」と実務家教員による「最先端の実務に関する科目」を適切に配置しており（資料 4-11【ウェブ】）、高度な専門的知識を教授できる体系となっている。

#### ⑪教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

各年度の教育課程の編成については、内部質保証推進委員会の委員長である学長から毎年 7 月下旬に次年度の教育課程の編成についての方針が提示され（資料 4-18）、その方針に基づき各学部・学科において検討が行われる。教育課程を変更する場合は各学部教授会において審議され、最終的には大学の教育研究に関する重要な事項を審議する教育研究評議会にて審議され、学長が決定することとなっている。

## 2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、1 年次対象の「キャリアデザイン論Ⅰ」、2 年次対象の「キャリアデザイン論Ⅱ」、3 年次以上が対象となる「キャリアデザイン論Ⅲ」をすべての学科で開設している。学生は段階的に自身のキャリア形成や職業的自立について学ぶことができる（資料 4-23）。

なお、本学ではキャリア教育と就職支援体制を融合した取組みを実施しており、学部教育を基礎としつつ、学生が自分に合った仕事を見つけ社会を生きていく力を養うよう、支援体制を整備している（資料 4-24）。

**点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。**

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

①各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

②シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及

- び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示) 及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ③学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
  - ④適切な履修指導の実施
  - ⑤授業形態に配慮した1授業あたりの学生数(【学士】)
  - ⑥研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施(【修士】【博士】)
  - ⑦実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施(【院専】)
  - ⑧各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

## 1. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

### ①各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)

大学設置基準による単位制度の趣旨に基づき、本学「学則」第15条は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義については15時間の授業をもって1単位、演習については15時間の授業をもって1単位(ただし、外国語修得にかかるもの及び社会福祉学部の演習(卒業演習を除く)については30時間の授業をもって1単位)、実技については30時間の授業をもって1単位、実験・実習については45時間の授業をもって1単位(ただし、教育実習、情報に関する実習並びに保育実習に関する事前及び事後指導については30時間の授業をもって1単位)とすることを定めている(資料1-1【ウェブ】)。

このような単位制度の趣旨を踏まえ、学生の学びを活性化し主体的な学修を促すべく、本学では、(1)シラバスに事前・事後学修(具体的な内容及びそれに必要な時間)の時間を明記、(2)アンケートによる学修時間の確認と集計結果の検証、(3)年間履修単位の上限設定、を行っている。

#### (1)事前・事後学修のシラバスへの記載

シラバスの項目に「事前事後学修(具体的な内容及び必要な時間)」を設け、事前事後学修として必要な時間数を明記するため、すべての科目担当者に具体的な時間数を記載することを求めている(資料4-20、資料4-25)。これにより、学生はどの程度の事前・事後学修が必要かを把握することができ、単位制度の実質化が図られている。

#### (2)アンケートによる学修時間の確認と集計結果の検証

授業時間外の学修時間に関しては、2014(平成26)年度から、学生自身の学修成果等をはかる目的で「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」を実施している(資料4-26)。アンケートはWeb形式で実施しており、大学や自宅等での学修時間について確認を行っている。アンケートの集計結果は学部長会、教育研究評議会を経て教授会に報告される(資料4-27)。なお、今後は単なる集計結果だけではなく、アンケート結果の分析を行い、

具体的な教育内容の見直しへ活用する取組みをさらに進めていく必要がある。

### (3) 年間履修単位の上限設定

各学科の履修規程（資料 4-14）において、1年間の履修登録単位数の上限を以下のとおり設定し、また学期ごとの上限を 30 単位としており、単位制度の実質化をはかる措置としている。

	2015（平成 27）年度以前 入学生	2016（平成 28）年度以降 入学生
商学部、経済学部、 外国語学部	50 単位	48 単位
社会福祉学部	50 単位	49 単位

なお、本件に関しては前回の第 2 期認証評価受審の際に努力課題として指摘され、改善報告書を提出したが、その「改善報告書検討結果」として「社会福祉学部では、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士の養成課程科目のうち、卒業要件に含まれる科目であるソーシャルワーク演習・実習指導及び実技系の科目を上限から除外しており、これらの科目を含めると上限を超えて多くの単位を履修することができるため、改善が望まれる」との指摘がなされている（資料 2-5）。

本学では、この指摘を受けて、現在履修規程改正に向けた取組みを行っている。具体的には、社会福祉士、精神保健福祉士及びスクールソーシャルワーカー養成課程科目についても、1年間に履修できる単位数の上限に含める形で改正する予定である（資料 2-22）。

### ②シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

本学のシラバスは、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準を明示しているだけでなく、修得できる知識・能力（DP）・関与度、事前事後学修時間、試験や課題に対するフィードバック方法、アクティブ・ラーニングを含む授業内容の有無、について明示している。

アクティブ・ラーニングを含む授業内容の有無については、2021（令和 3）年度よりシラバスに項目として明記しており（資料 4-20、資料 4-25）、学生に対してアクティブ・ラーニングを用いた授業科目であることが分かりやすく示されている。参考までに、2021（令和 3）年度におけるアクティブ・ラーニングを用いた授業の割合を以下に示す。

授業総数	2,417
アクティブ・ラーニングを用いた授業数	475
アクティブ・ラーニングを用いた授業の割合	19.7%

シラバスの執筆は科目担当者が行うが、執筆に際しては「シラバス作成のためのガイドライン」（資料 4-25）を定めており、このガイドラインに沿った記述を全教員に求めている。なお、ガイドラインは教学部会議での検討を経て、教授会で報告される（資料 4-28）。

### ③学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法について、本学では課題解決型学習（PBL）やアクティブ・ラーニングの推進に積極的に取り組んでいる。このことは「学校法人熊本学園 第2次中期経営計画（2021年～2025年）」（資料 1-10）にも明記しており、全学的な対応として今後もさらに充実させていく方針である。

以下、商学部で実施されている課題解決型学習（PBL）やアクティブ・ラーニングを取り入れた授業について紹介する。

#### 【具体的事例】商学部の取組み

商学部商学科では、2019（令和元）年度から地域や企業と連携した実践的な学習・体験を通して企業の経営戦略や課題を知り、ビジネスパーソンとしての素養を養っていく「くまもと未来創造科目」（資料 4-29【ウェブ】）を開設している。「くまもと未来創造科目」は、「商学」の視点からビジネスに直結した学びを得られる授業として開設されたもので、地域企業や熊本県のプロスポーツチームをゲストに迎えた講義や企業体験（フィールドワーク）、企業の課題解決を考える課題解決型学習（PBL）などに力を入れている。なかでも、「地域と流通」という科目では、地域における流通の現状や役割、まちづくりとの関わり方を学び、地域に根ざした小売の業態と最新事情を学ぶことを目的として、地元百貨店によるゲスト講義を4回にわたり実施。百貨店、流通業、ファッショング産業の変遷や、桜町・熊本駅再開発と熊本市中心部商店街の展望などについて講義を実施している（資料 4-30）。

商学部ホスピタリティ・マネジメント学科は、体験的な学びを重視しており、3ヶ月間の長期インターンシップを導入している（資料 4-31【ウェブ】）。また、アクティブ・ラーニングによる主体的な学びとして「TGC（東京ガールズコレクション）熊本 2019」や「くまもと復興映画祭 2021」において、熊本の飲食店と共同開発したフィンガーフードを出演者に提供するなど（資料 4-32）、地域や企業と連携したアクティブ・ラーニングを積極的に採用している。

なお、学生の主体的参加を促す授業においては対面による教育活動が重要となるが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴い、本学でも2020（令和2）年度から2021（令和3）年度にかけて遠隔授業を実施した。以下では、本学における遠隔授業の導入について概略を述べる。

新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴い、本学では2020（令和2）年度の授業開始日を当初の4月8日から4月20日に変更するとともに、4月20日から5月6日の期間を学校保健安全法第20条に基づく臨時休校とした。5月7日からは授業を開始したが、すべての授業を遠隔授業で実施することとし、学修機会の確保と安心・安全な授業の実施を両立させた（資料 4-33）。

なお、本学では「熊本学園大学危機管理規程」（資料 2-11）に基づき学長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設け、有事としての対応を行い、対策本部会議での決定に基づく授業実施方針を示し、各教員へは主にメールを使用して周知を行った。また、学生に対する連絡はポータルシステムを利用した（資料 4-34）。

本学の教室環境とソーシャルディスタンスを確保する観点から、履修者数が 60 名を超える科目では遠隔授業を、60 名以下の科目、演習（ゼミ）、実習、実技の科目については対面式授業を実施することを基本とし、遠隔授業と対面式授業を併用する形で授業を行い、対面式授業と遠隔授業の割合は、概ね対面授業が 7 割、遠隔授業が 3 割の状況となっている（2021（令和 3）年 10 月現在）（資料 4-35）。

遠隔授業においては、本学が従前より導入していた学習支援システム「manaba（マナバ）」を全学的に利用した。利用方法については e-キャンパスセンターが支援を行うとともに、ウェブサイトや非常勤講師向けのガイドブックでの解説を充実させた（資料 4-36）。また、一方通行の授業とならないよう教員への周知をはかるとともに（資料 4-37）、学生に対しては「熊本学園大学「遠隔授業」受講に関するガイドライン」（資料 4-38）を策定し、遠隔授業のルールと受講に際しての注意点について周知を図り、学生が主体的に授業へ参加できるよう工夫を行った。また、インターネット環境が脆弱な学生へは、無線 LAN が使える教室やエリアを開放したり、ノートパソコンやモバイルルータの貸与を実施した。

#### ④適切な履修指導の実施

新年度オリエンテーション時に、全学部の新入生を対象とした履修相談会を実施している（資料 4-39）。履修相談会では、各学部の学科長が中心となって、高等学校での学びからスムーズに大学での学びに移行できるよう、丁寧な履修相談・履修指導を実施している。2 年次以上の学生については、年間を通して教務課窓口にて職員が履修に関する相談に応じている。教育センター（資料 3-33）においても隨時、履修に関する相談等を受け付けている。

また、授業科目等に関する学生からの質問・相談に応じるための時間として、1993（平成 5）年度からオフィス・アワーを設けている（資料 4-40）。オフィス・アワーは、授業科目等に関する学生の質問・相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯であり、その時間帯であれば、学生は事前のアポイントを取ることなく研究室を訪問することができる。授業内容がわからない、ついていけないなど、教科に関連した質問や相談を通じて授業について一層の理解を深めることができる体制となっている。2021（令和 3）年度からは、学生への周知方法を従来の掲示板からポータルシステムに変更し、学外からでも日時を確認することができるようになった（資料 4-41）。

#### ⑤授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数【学士】

本学では、講義、演習、実技、実習といった授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数について特段の定めはないが、演習（ゼミ）においては 20 名程度になるよう配当される。また、英語の授業に関しては能力別クラス編成を行っており（資料 4-42）、1 つのクラスが 40 名前後となるような配当が行われている。

なお、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から履修者数の多い講義

系の科目は専ら遠隔授業による対応となっており、本学における教室の収容人数等の状況から、履修者が 60 人以上の科目は原則として遠隔授業、59 名以下の科目については対面式授業での実施とする方針としている（資料 4-37）。

#### ⑥研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）

修士課程・博士後期課程では、「大学院学生便覧」（資料 4-11【ウェブ】）に入学から学位授与までのプロセスを掲載するとともに、シラバス（資料 4-43）において研究指導の内容及び方法について明示している。また、年度初めに研究科長や研究指導教員による履修指導が行われ、学位授与までの年間スケジュール等について説明している。

#### ⑦実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）

専門職学位課程である会計専門職研究科においては、体系とプロセスを重視した教育を確保するため、財務会計分野、管理会計分野、監査分野、企業法分野、租税法分野、経済・経営分野、統計・IT 分野、実践分野に科目を分類し、各分野に基礎科目群、発展科目群、応用・実践科目群を設置している。基礎科目群では、会計専門職業人に必要不可欠な基礎的知識を修得し、発展科目群では、理論学習を発展させ、より高度な知識を学び、応用・実践科目群では、最先端の会計理論を修得し、高度な会計専門知識を実務に応用する能力を養成している。ほかにも、経済・経営分野及び統計・IT 分野の科目は、選択科目として配置し、自己の思考を論理的に説明する能力を育成するためのワークショップ形式の科目を用意している。

また、身につけたいスキル別に履修モデルを作成し、入試説明会時と新入生ガイダンスの際に、税理士・公認会計士等の会計専門職職業人に必要不可欠な具体的な学修例を明示している（資料 4-44）。

#### ⑧各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では毎年行っている自己点検・評価をもとに、内部質保証推進委員会において取組みについて検証が行われ、必要に応じ部局に対して改善指示が出される体制となっている。2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書に対する内部質保証推進委員会からの教務部長への改善指示の一例を取り上げる。

「卒業段階でどれだけの力を身に付けたのかを客観的に評価するしくみや、その成果により目に見える形で社会に提示するための効果的な手法等の開発を行う。」という取組みについて、学生第一主義の考え方からすでに取組みを始めている経済学部以外の学部において、学修成果の可視化をいつまでにどのように取り組むことができるか明確に示すよう指示を行った。これに対して、学修成果の可視化については、学長によりワーキンググループが招集され数回の意見交換を行い、経済学部の実績を踏まえ、経済学部のモデルを全学部で実施できる案を模索中である、との改善報告書が上がっていた。その後学修成果を可視化する取組みについては、学修ポートフォリオシステムの導入に向けて試行している（資料 4-45）。

また、内部質保証推進委員会において「本学における内部質保証と教学の関連図」（資料 2-10【ウェブ】）を作成しており、これに沿った形での教学マネジメントを授業レベル、教

育課程レベル、大学レベルで実施している。学部・研究科における各施策については、必要に応じて各学部・研究科の教授会及び研究科委員会等で協議され、最終的には大学の教育研究に関する重要な事項を審議する教育研究評議会にて審議され、学長が決定する体制となっている。

#### 点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

##### 評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ①単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ②既修得単位等の適切な認定
- ③成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ④卒業・修了要件の明示
- ⑤成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

##### 評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ①学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ②学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ③学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ④適切な学位授与
- ⑤学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

### 1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

#### ①単位制度の趣旨に基づく単位認定

前述のとおり、本学では1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義については15時間の授業をもって1単位、演習については15時間の授業をもって1単位（ただし、外国語修得にかかるもの及び社会福祉学部の演習（卒業演習を除く）については30時間の授業をもって1単位、実技については30時間の授業をもって1単位、実験・実習については45時間の授業をもって1単位（ただし、教育実習、情報に関する実習並びに保育実習に関する事前及び事後指導については30時間の授業をもって1単位））することが「学則」において定められている（資料1-1【ウェブ】）。この内容は大学設置基準第21条第2項に定める内容に準拠しており、単位制度の趣旨に基づく単位認定となっている。

なお、単位の認定に際しては「試験及び成績評定に関する細則」（資料4-46）第17条に定めているとおり、成績評定の結果を、S（100点～90点）・A（89点～80点）・B（79点～70点）・C（69点～60点）・D（59点以下）に分け、S・A・B・Cを合格とし、所定の単位を与えるものとしている。このことは「学生便覧」（資料1-7【ウェブ】）にて学生に周知している。

#### ②既修得単位等の適切な認定

既修得単位の認定は、学則の定めにより、教育上有益と認める場合に60単位を超えない

範囲で認められる。

単位の認定に際しては、提出された既修得単位の証明書やシラバス等により、その内容や到達目標が本学の授業内容と合致するものか教学部会議において検討され、教授会の議を経て学長が認定することとなっており（資料 4-47）、適切に実施されている。なお、単位認定に関する基準（単位換算認定基準）は「学生便覧」（資料 1-7【ウェブ】）において学生に周知されている。

### ③成績評価の客觀性、厳格性を担保するための措置

成績評価の客觀性、厳格性は、(1)シラバスへの成績評価方法・割合の明記、(2)定期試験の厳格な実施、(3)成績問い合わせ制度、によって担保されている。

#### (1)シラバスへの成績評価方法・割合の明記

シラバスにおいて「到達目標」及び「成績評価方法・割合」等の項目を明記し、「成績評価方法・割合」では、定期試験やレポート等の評価項目だけでなく、各項目が成績評価全体に占める割合が明示され、どのような形で成績評価が行われるか示している（資料 4-20）。

#### (2)定期試験の厳格な実施

定期試験は「試験及び成績評価に関する細則」（資料 4-46）及び「定期試験の受験心得」（資料 1-7【ウェブ】P231）に則り実施される。また、定期試験の監督を行う教員には「定期試験監督者要領」（資料 4-48）を配付し、試験が公平かつ厳正に行われるようとしている。

なお、定期試験に関しては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、2020（令和2）年度から「定期試験における具体的運用について」を示し、学生の安心・安全な環境を確保できる形で実施している（資料 4-49）。

#### (3)成績問い合わせ制度

成績評価の信頼性及び成績評価に関する説明責任を果たすべく、本学では学生からの「成績問い合わせ制度」を設けている。学生自身が成績評価に疑義がある場合には、教務課を通して科目担当者に対し、成績評価に関する説明を求めることができる（資料 4-50）。

### ④卒業・修了要件の明示

卒業・修了の要件は「学則」第 17 条に「卒業に必要な単位数は、各学部・学科とも 124 単位以上」と定めており、その内訳を明記している。また、学生に対しては、学科単位で作成する履修要項（資料 4-14）を配付し、より詳細で分かりやすい形で卒業要件を示している。

### ⑤成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

「内部質保証のための全学的な方針」（資料 2-2【ウェブ】）の中で「教学に関する指針」を明示しており、内部質保証推進委員会の委員長である学長の責任のもと教学運営が行われている。

## 2. 学位授与を適切に行うための措置

### ①学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程では、修了要件、学位論文審査基準及び審査方法等を定め、「熊本学園大学大学院研究科規則」（資料 4-51【ウェブ】）及び「大学院学生便覧」（資料 4-11【ウェブ】）において公表している。

### ②学位審査及び修了認定の客觀性及び厳格化を確保するための措置

学士課程における学位審査（卒業判定）は、教務課が卒業判定資料を作成し、各学部教授会の運営委員会を経て教授会で審議される体制となっており（資料 4-52）、客觀性と厳格性が確保されている。

修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程では、指導教員を中心に複数の教員が集団で学位論文に関する指導を行う体制を構築しており、複数回の公開研究発表会を実施することにより客觀性及び厳格性を確保している。また、学位論文審査では、学位論文審査委員会が学位論文審査報告書を各研究科委員会に提出し、審議することにより、客觀性及び厳格性を確保している（資料 4-53）。

### ③学位授与に係る責任体制及び手続の明示

### ④適切な学位授与

本学で授与する学位に関しては「熊本学園大学学位規則」（資料 4-54）に定めており、学士の学位は当該学部の教授会にて卒業の判定を行い、学部長が学長に審議結果を報告し、学長が学位記を授与するとしている。同様に、修士の学位、博士の学位、専門職の学位は当該研究科委員会において学位授与判定の審議を行い、研究科長が学長に審議結果を報告し、学長が学位記を授与すると定めており、学位授与に係る責任体制を明示している。なお、「熊本学園大学学位規則」は学生便覧にて学生に対して公表している。

修士課程及び博士後期課程においては、大学院学生便覧において「学位授与までのプロセス」を示し、学位授与までの手続きを明示し、複数の教員による論文指導体制を構築し、適切な学位授与を行っている。とりわけ博士の学位授与に関しては、その重要性や社会的意義に鑑み、「博士学位の申請について」や「博士学位申請論文体裁及びデータの提出方法」についても学生便覧に詳述している。また、博士の学位授与に際しては研究科委員会において審議がなされるが、審議では学位論文審査報告書に基づく厳格な審議が実施されている（資料 4-53）。

### ⑤学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

「内部質保証のための全学的な方針」の中にある教学に関する指針（資料 2-2【ウェブ】）で、学長のリーダーシップのもと卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）に基づく大学教育を展開するとしており、「熊本学園大学における内部質保証と教学の関連図」（資料 2-10【ウェブ】）により、学位授与に至るまでの教学の関連図を示している。

**点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。**

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

## 1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

学修成果を適切に測定するための指標には、直接評価としてアセスメントテストのような外部試験や、間接評価としてアンケート等の学生調査が考えられる。本学では、学生による授業評価アンケートや学修成果に関するアンケート等を実施するとともに、アセスメントテストの導入や学修成果レポートによる学修成果の可視化（経済学部において実施）など、学修成果を測定するための指標を適切に設定している。

また、大学院でも研究科の課程ごとに授業評価アンケートを実施しており、会計専門職研究科においては学期ごとにアンケートを実施し、それらの集計結果を公表している（資料 2-25【ウェブ】）。

## 2. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学修成果を適切に把握し評価するため、本学では、以下のとおり 5 つの方法を導入している。

- ① 「授業評価アンケート」の実施
- ② 「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」の実施
- ③ 「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」の実施
- ④ アセスメントテストの実施
- ⑤ 学修成果レポートによる学修成果の可視化（経済学部）

### ① 「授業評価アンケート」の実施

本学では、2004（平成 16）年度より「授業評価アンケート」を実施している。授業評価アンケートは、授業に対する学生の評価・意見を聞き、今後の授業改善および教育方法の改善に資するための基礎資料とする目的として実施しており、2019（令和元）年度からは Web によるアンケートを実施している（資料 4-55）。

「授業評価アンケート」に関しては、授業評価制度委員会において実施方針等の確認が行われ、アンケート結果の集計は ICT 統括室が行う。集計結果はウェブサイトで公表しており（資料 2-28【ウェブ】）、2020（令和 2）年度の集計結果については、本学広報誌『銀杏並木』にも掲載した（資料 4-56）。また、「授業評価アンケート」は、これまで担当者レベル、科目レベルでの実施であった授業改善の取組みを、学部レベル、全学レベルで検討するために FD（ファカルティ・ディベロップメント）において「学生による授業評価アンケートからみえ

るもの」を開催し、当該アンケートの結果を、大学全体として検討・分析する取組みを行った（資料 4-57）。

## ②「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」の実施

本学では、2014（平成 26）年度より学生自身の学修成果や週当たりの活動時間を調査項目とした「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」を実施している。2019（令和元）年度からは、本学が目指す教育の方向性との整合性をはかるため、大学全体の学位授与方針に対応した質問項目を設定するとともに、単位制度の趣旨に沿った事前・事後学修といった学修時間、学修行動を確認するため、週当たりの活動時間について確認を行っている。

なお、「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」の調査実施結果については教育研究評議会において審議がなされ（資料 4-27）、教育活動の見直し等の検討資料として活用することとし、集計結果についてウェブサイトで公表している（資料 4-58【ウェブ】）。今後は単なる集計だけではなく、アンケート結果を分析し、具体的な改善への取組みへと結び付けていくことが課題である。

## ③「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」の実施

本学では、大学での学修や生活を通じてどのような力を身に付けたと実感しているのかを調査し、本学の教育の質向上、教育内容の改善や教育目標の見直しのための参考資料等に活用することを目的に、2018（平成 30）年度より「卒業時アンケート」を実施している（資料 4-59）。

また、本学を卒業した学生が在学中に身に付けた能力等の実社会における有用度の確認を行い、卒業生の声を教育的視点から有効活用することによって、社会から的人材要請に照らした本学の教育内容や学生支援等の改善をはかることを目的に、2017（平成 29）年度より「卒業後アンケート」を実施している（資料 4-60）。

「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」は、いずれも集計結果をウェブサイトで公表しており（資料 4-61【ウェブ】、資料 4-62【ウェブ】）、教育活動の見直し等の検討資料として活用することにしている。「卒業後アンケート」は卒業から 3 年が経過した卒業生を対象に実施している。社会人としての経験を経て、大学での学びがどのように役立ったと感じているか等、「卒業時アンケート」との比較を含めた分析を行い、具体的な改善への取組みへと結び付けていくことが課題である。

## ④アセスメントテストの実施

本学では、アセスメントテストを導入し（資料 4-63）、社会において必要とされる資質や能力を「思考力」「姿勢・態度」「経験」という 3 つの観点から客観的に測定する取組みを行っている。

2018（平成 30）年度より、商学部と経済学部において先行して導入し、その後段階的に導入学部や対象学年を増やし、2021（令和 3）年度からは全学部について、1 年次と 3 年次の学生を対象にアセスメントテストを実施している（資料 4-64）。

2021（令和 3）年度に全学部で入学時と 3 年次の受検が行われたことから、2 つの結果を比較して大学での学びを通じた「思考力」「姿勢・態度」「経験」といった汎用的能力の伸長

を学生自身に把握させるとともに、本学の教育効果を可視化する取組みが行われ、その内容については学部長会に報告された（資料 4-65）。現在、各学部・学科において内容についての検討・分析が行われている。このような取組みを今後も継続的に実施していくことが重要となる。

#### ⑤学修成果レポートによる学修成果の可視化（経済学部）

経済学部では、学生が大学の学びで身につけた成果をチャート等で明確に示す「学修成果の可視化」を 2019（令和元）年度より導入し、「学修成果レポート」を希望者に発行している（資料 4-66）。「学修成果レポート」は、資格取得や留学に関する状況、学内での表彰や演習（ゼミ）での活動が明記されるとともに、ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標の達成状況をレーダーチャートで示し、大学における 4 年間の学修成果を可視化できるものとなっている。

また、教育成果を地域社会・企業等に示すなど社会的要請が強まっていることを受け、2019（令和元）年 9 月には企業との意見交換を行い、チャートの読み方や判断基準、客観性などについてさまざまな意見の聴取を行った。特に、就職採用時に重視する点をレポートからどう読み取れるか、面接での活用の可能性などに触れた内容の意見が多くあった。

「学修成果レポート」は、経済学部のウェブサイトで確認できるほか（資料 4-67【ウェブ】）、希望者には紙媒体での発行も行っている。学生は「学修成果レポート」を活用することで自身の学びについて可視化でき、学びの振り返りが可能となっているが、現時点では活用事例は少ない。しかし、2021（令和 3）年度より学修ポートフォリオシステムの導入に向けて試行を始めている。

### 3. 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

第 2 章で説明したとおり、本学では内部質保証推進委員会の委員長である学長のリーダーシップのもと、教育の質保証を担保するための内部質保証システムを整えている。学修成果の把握及び評価の取組みとの関わりについては、「熊本学園大学における内部質保証と教学の関連図」（資料 2-10【ウェブ】）における「検証に用いる主な指標」にある学修成果の測定、教育に係る評価の部分に明示し、教育施策の検証においても活用することとしている。

**点検・評価項目⑦： 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

①学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

①学習成果の測定結果の適切な活用

これまで述べてきたとおり、本学では学生の学修成果を「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」などの調査実施結果や、外部の客観的な試験であるアセスメント・テス

トの結果を用いて測定・可視化している。

このような取組みについては、学部長会において実施に関する検討が行われ、実施後は教學 IR を担当する ICT 統括室を中心にアンケートやアセスメント・テストの結果について集計や分析が行われ、その結果の活用について学部長会や教育研究評議会等の会議に諮られ、教授会等を通じて各学部・学科に説明・報告が行われる（資料 4-68）。

前述のとおり、これらの取組みを実施しているが、具体的な改善へは結びついておらず、この点を課題として認識している。

大学院では、前述したとおり、会計専門職研究科においては、毎学期実施している授業評価アンケートの集計結果に基づいた FD を実施し、授業改善に活かしている。

## 2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

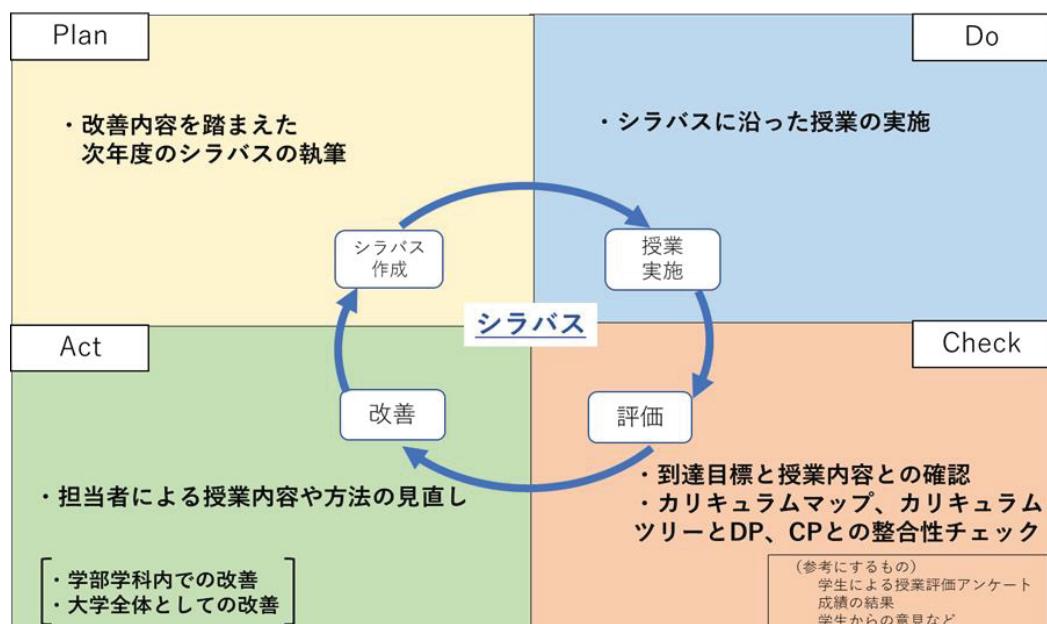
教育課程及びその内容、方法の適切性を検証する取組みにおいては、定期的かつ継続的な点検・評価を行い、そのなかで発見した課題・問題点に対して大学が組織的に対処していくことが重要となる。

以下では、これまで述べてきた内容以外で本学が取り組んでいる点検・評価に関する取り組みを紹介し、今後これらの内容をどう活用していくべきかについて述べる。

### ①シラバスを起点とした授業内容改善の取組み

前述した通り、本学のシラバスは「シラバス作成のためのガイドライン」（資料 4-25）に沿って作成されるが、2021（令和 3）年度シラバス執筆に際し、当該ガイドラインの見直しを行い、シラバス作成を授業改善の見直しを図る起点として位置付け、次のような PDCA サイクルを構築している。

シラバスを用いて授業改善を図る PDCA サイクルのイメージ（セメスター基準）



シラバスの執筆は、科目担当者が毎年行うものであり、その際に当該科目の教授内容や授業の進め方についても検討する。よって、シラバス執筆を起点として、当該科目の到達目標

や内容が、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、カリキュラムマップやカリキュラムツリーと整合しているかを確認する機会と捉えることで、授業改善のPDCAサイクルが持続的に活性化すると考えている。また、シラバス執筆にあわせる形で「授業評価アンケート」の集計結果を各教員が閲覧できるようにしており、各科目担当者は「授業評価アンケート」の結果を確認し、授業改善について検討しながらシラバスを執筆することができる点も有効に機能すると考えている。

なお、本学では「授業評価アンケート」の集計結果を渡す際に「授業改善報告書」の提出を求めており（資料4-55、資料4-69）。「授業改善報告書」は非常勤講師も含めて全教員に提出を求めており、個人レベル、科目レベルでの教育改善の取組みである。教育内容の改善に一定の効果はあると考えるが、大学全体での改善や取組みにはつながっていない。前述した「学生による授業評価アンケートからみえるもの」のFD活動のような取組みを継続的に実施し、その内容をいかにして教育活動の改善に結び付けていくかが今後の課題である。

## ②地域社会や産業界の声を聴く取組み

教育内容の改善に際し、地域社会や産業界等からの声を聴く取組みとして「点検・評価のための懇談会」を実施している（資料2-26）。この懇談会では、本学の教育の概要について説明を行い、入学者選抜や企業との連携と卒業後の進路等について最新の状況を報告し、これに対する意見を聴いている。

地域社会や産業界等からの意見には、社会が求める人材とその人材を育成するための教育に関する先駆的な示唆がある場合もある。これらを大学教育にどのような形で反映させていくか、更なる検討が必要であると考える。

## 点検・評価項目⑧：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（大学院の専門職学位課程）

評価の視点1：メンバー構成の適切性（【院専】）

評価の視点2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用（【院専】）

### 1. メンバー構成の適切性

専門職学位課程である会計専門職研究科においては、専門職大学院設置基準第6条の2（資料4-70）の規定に基づきアドバイザリー・ボードを設置し、「熊本学園大学専門職大学院アドバイザリー・ボードに関する規程」（資料3-41）第2条においてメンバーの構成について規定し、適切に機能させている。

### 2. 教育課程の編成及びその改善における意見の活用

前述のとおり、会計専門職研究科専門職学位課程では、アドバイザリー・ボードを設置し、その指摘に基づき、2021（令和3）年度のカリキュラムについて、「統計学」を「ビジネス統計」に名称変更及び「経営科学」・「企業情報システム」を廃止し、「ICTと会計・税務」を新設し、より実務に即したカリキュラム編成、時代に合致した授業科目名及び授業内容に変更し、2021（令和3）年度入学生から適用した（資料4-11【ウェブ】P54）。

## 【2】長所・特色

第2次中期経営計画の戦略目標「地域社会と連携した実践的な教育の推進と教育方法」の一つとして、「課題解決型学習（PBL）の推進」を掲げており、各学部において課題解決型学習（PBL）やアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、学生が主体的・能動的に学ぶことができる工夫を実施している。

また、アセスメントテストによる客観的な学修成果の把握、2021（令和3）年度に取り組んだ教育効果を可視化する取組みは、本学の教育の成果を分かりやすく確認できるものである。

これらの取組みに加え、シラバスを授業改善の起点と位置づけたPDCAサイクルを構築し、そのサイクルのなかでディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連性が意識づけられるよう工夫している。

## 【3】問題点

学修成果を可視化する取組みとして、各種アンケートやアセスメントテストを実施し、その結果について集計は行っているが、単なる結果の集計に留まっているものがあり、分析・改善までに至っていない。

経済学部が行っている「学修成果レポート」については、利用者が少ない点や有効な活用について、さらなる検討が必要である。また2021（令和3）年度より試行している学修ポートフォリオシステムの今後の有効活用に向けても検討していく。

## 【4】全体のまとめ

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーを大学ウェブサイトにより適切に公表するとともに、教育課程の順次性や体系性を確認するためのカリキュラムマップやカリキュラムツリーを整備し、授与する学位に適した教育課程を体系的に編成している。

また、課題解決型学習（PBL）やアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、学生が主体的・能動的に学ぶことができる工夫を実施するとともに、成績評価や単位認定に際しても公平性・厳格性を確保し、適切な学位授与についての責任体制を明確にしている。

さらに、学生の学修成果を把握するため、「授業評価アンケート」をはじめとする様々なアンケートを実施するだけでなく、経済学部が実施している「学修成果レポート」の取組みやアセスメントテストによる客観的な学修成果の把握によって、学修成果を把握する取組みを複合的に行っている。

これらの取組みに加え、本学ではシラバスを授業改善の起点と位置づけたPDCAサイクルを構築し、そのサイクルのなかでディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連性が意識づけられるよう工夫するなど、今後も教育活動についての点検・評価を継続的に実施し、その改善に努めていく。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考える。